

肥田町「まちづくり委員会」設置要綱

第1条 この要綱は、肥田町自治会規約に基づき自治会長が設置する「まちづくり委員会」について必要な事項を定める。

第2条 「まちづくり委員会」は、肥田町住民の心和み安心安全な日常生活に資するため、肥田町自治会を補佐する立場で、中長期的な視点に立って自治会長の諮問事項に対する検討・協議を行うほか、自治会と連携して業務を推進するものとする。

第3条 「まちづくり委員会」の業務は概ね次の事項とする。

- (1)自治会長から諮問を受けた事項に対する検討及び自治会長への建議
- (2)住みよい肥田町を作るための企画立案及び自治会長への具申
- (3)自治会長から委任を受けた事項に対する実践
- (4)その他、前各号に掲げる事項を推進するために必要な事項

第4条 「まちづくり委員会」設置当初の委員は、自治会長が自治会総会の承認を得て任命するものとする。

2. 「まちづくり委員会」設置後の各年度の自治会長及び自治会顧問は、自治会顧問の任期終了後、自動的に委員に就任するものとする。
3. 自治会の副自治会長は、まちづくり委員会と自治会との業務連携を確実なものとするため、副自治会長の任期にある間、委員として参画するものとする。
4. 「まちづくり委員会」の委員長は委員の互選により選出し、委員会を代表する。
5. 「まちづくり委員会」の委員長は、委員長を補佐するため、必要に応じ副委員長、専門部の長、顧問を置くことができる。
6. 「まちづくり委員会」は、必要に応じ委員以外の者の参画を求めることができるものとする。

第5条 「まちづくり委員会」の委員は、概ね3年程度を目途に辞任を申し出ることができるものとする。この場合において、委員会の運営に支障なきものと認められる場合は、辞任を承認するものとし、その旨自治会長に報告するものとする。

第6条 「まちづくり委員会」の運営は合議により行うものとする。

2. 「まちづくり委員会」の会議は委員長が必要と認めた時に開催する。

第7条 「まちづくり委員会」の経費は、「自治会」及び「町おこし推進協議会」の経費で賄うものとする。

第8条 この規約の改廃は、「まちづくり委員会」において審議の上、自治会長に報告するものとする。

附則 この規約は平成8年4月1日から施行する。

附則 改正後の規約は平成25年4月10日から施行する。(全文改正)